

③清掃及びねずみ等の防除

1. 清掃

- 日常行う掃除のほか、大掃除を6ヶ月以内ごとに1回、定期的に、統一的に行うこと。

2. ねずみ等の防除

- 防除の対象となる動物は、病原微生物を媒介し人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある、ねずみ・ゴキブリ・ハエ・蚊・ノミ・シラミ・ダニなど(以下「ねずみ等」という。)である。
- ねずみ等の発生場所・生息場所・侵入経路及びねずみ等の被害の状況について、6ヶ月以内ごとに1回、定期的に統一的に調査し、その調査結果に基づき建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により防除作業を行い、ねずみ等の発生を防止するために必要な措置をとること。
- 食料を取り扱う区域・排水槽・阻集器・廃棄物保管設備の周辺など特にねずみ等が発生しやすい箇所について、2ヶ月以内ごとに1回生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること。
- 防そ防虫網など防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講ずること。
- ねずみ等の防除のため殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、薬事法上の製造販売の承認を得た医薬品又は医薬部外品を用いること。
また、これらの薬剤は施錠できる保管庫等に保管し、使用及び管理を適切に行い事故防止に努めること。